

# 申請・届出の郵送提出について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、藤枝市建築住宅課が窓口となる一部の手数料を伴わない申請・届出等について、郵送での受付が可能です。  
今後状況の変化等により対応が変更する場合があります。

## ■郵送受付可能書類

○：1部のみ提出可能です。

受付印を押印した控えが必要であれば、返信用封筒の同封をお願いします。

●：副本等の返却物があるため、返信用封筒または返却の際来庁での受取が必要となります。

関連法令	提出可能な申請書等の種類
1 長期優良住宅関係 (長期優良住宅の普及の促進に関する法律)	○工事が完了した旨の報告書及び確認書 ○軽微な変更届 ●変更認定申請(手数料が発生しないもの)
2 低炭素建築物関係 (都市の低炭素化の促進に関する法律)	○工事完了報告書及び確認書 ○軽微な変更届
3 建築物省エネ法関係 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)	○工事が完了した旨の報告書及び確認書 ○軽微な変更届 ●変更認定申請(手数料が発生しないもの)
4 建築基準法関係	○建築工事届 ○建築物除却届
5 静岡県福祉のまちづくり条例関係	●特定公的施設新築等届出書 ●適合証交付請求書
6 静岡県地球温暖化防止条例関係	●建築物環境配慮計画書 ○建築物工事完了届出書

## ■注意事項

提出された申請・届出について、訂正等が発生した場合はご来庁をお願いする場合がございますので、ご了承ください。

## ■郵送について

- ・郵送される場合、申請書等は「信書」となります。返信用封筒も同様に、必ず、信書便を取り扱うサービス(日本郵政のレターパック等)をご利用ください。
- ・提出の際の封筒には、中身がわかるよう書類の名称をご記入ください。